

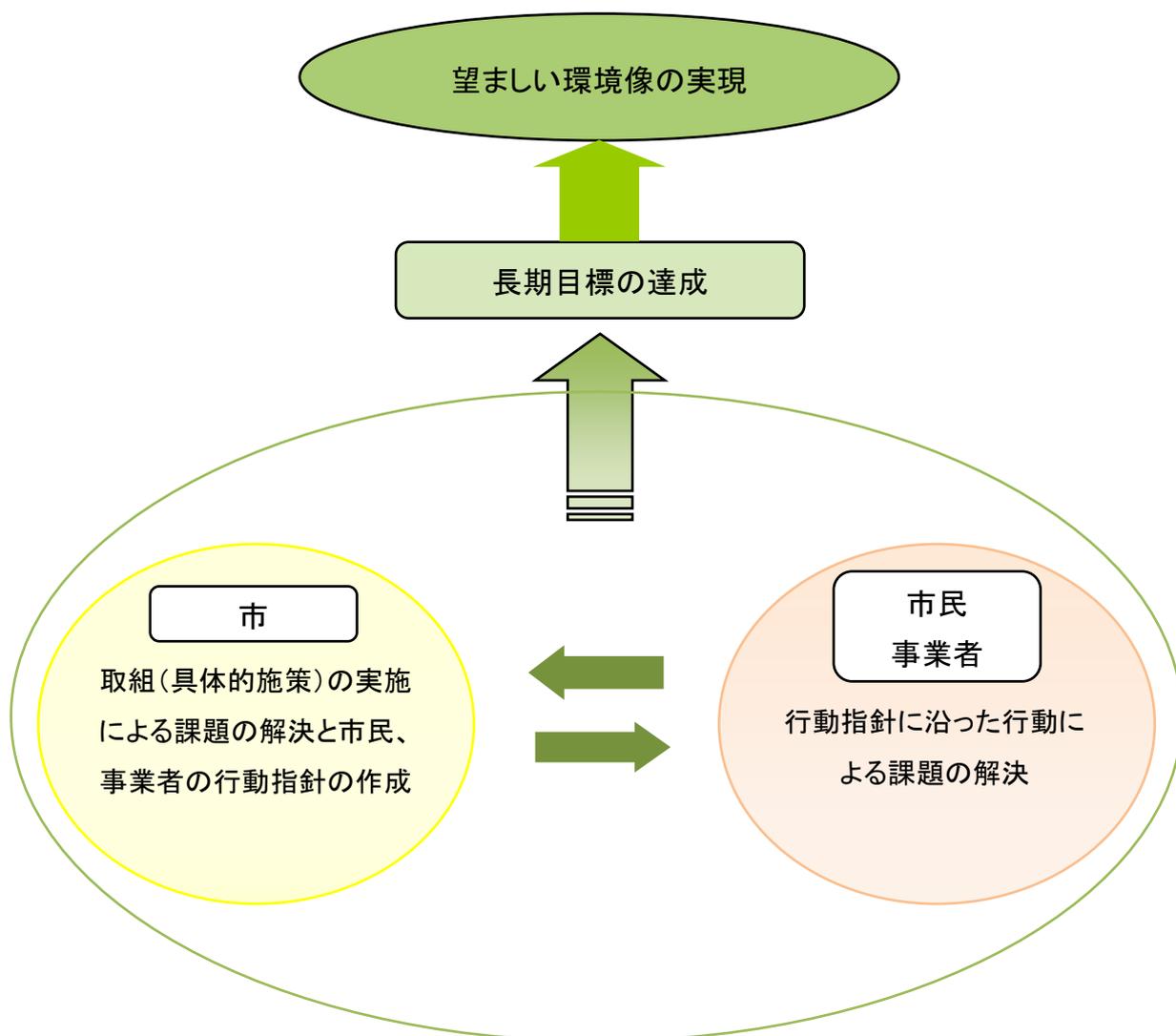
## 第4章 取組の展開

本章では第3章で示した施策の方針ごとに現状と課題を示し、課題に対する取組として市の具体的施策、市民<sup>注)</sup>、事業者の行動指針について示しています。

望ましい環境像の実現のために、市は具体的施策の実施により課題の解決を図る一方、市民、事業者は市の施策に対応する行動指針をこころがけることで、各分野の長期目標の達成をめざします。

なお、市民、事業者の行動指針のうち、まちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れた部分は〔※〕を付けて表記しています。

注)行動指針に示す主体については市民・市民団体を合わせて、市民と記しています。



## 長期目標 1 【健やかに安心して暮らせるまち】

### 【施策の基本方針 1-① 生活環境の保全対策】

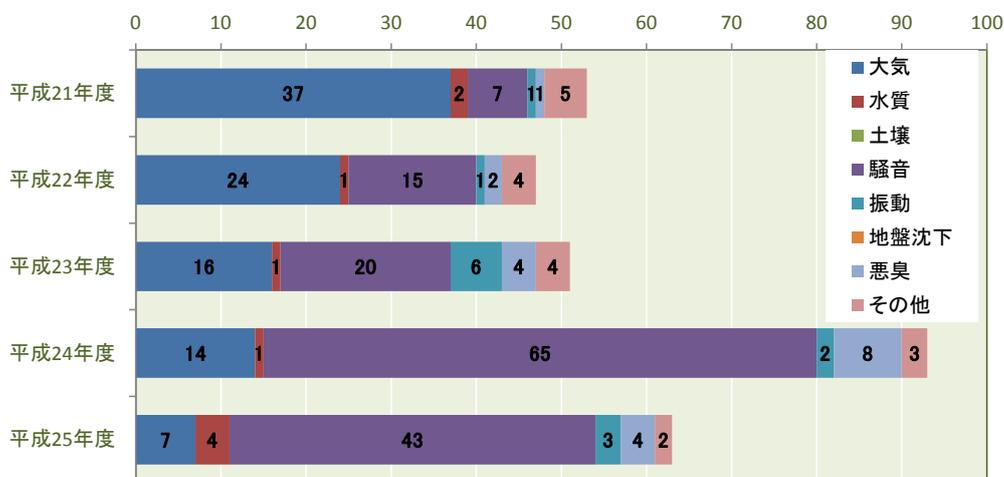
#### 現状及び課題

生活環境の保全対策については、野焼き<sup>\*1</sup>や羽田空港の再拡張に伴う航空機騒音に関する苦情などに対応した施策を推進する必要があるほか、光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから、自動車の利用等を抑制する必要があります。なお、平成 25 年度の種別別苦情件数は全 63 件のうち、大気が 7 件、騒音が 43 件となっており、苦情の大部分を占めています。

アンケート調査結果によると、市民は環境の将来像及び今後の施策に関して、大気汚染の防止など、生活環境を重要視する意見が多くなっています。また、小中学生は、河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なくなっています。

そこで、大気、水質、騒音等の身近な生活環境の保全対策を図り、市民が健康で安心した生活を営める環境づくりを推進する必要があります。

#### ● 種別別苦情件数 ●



資料：四街道市環境経済部環境政策課資料

<sup>\*1</sup> 野焼き: 畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。

## 市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染状況の監視の継続</li> <li>・ 野焼き監視パトロールの実施</li> </ul>	担当：環境政策課
b 水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や周辺自治体と連携した水質汚濁の監視・測定体制の拡充</li> <li>・ 工場・事業所に対し汚濁物質削減への協力要請</li> <li>・ 公共下水道への接続の促進及び啓発</li> <li>・ 高度処理型合併処理浄化槽<sup>*1</sup>の設置補助の推進と維持管理の促進</li> </ul>	担当：環境政策課 関連：下水道課
c 航空機騒音への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音について、千葉県、関係自治体と連携した国へ対する騒音軽減に向けた対策の要望</li> </ul>	担当：環境政策課
d 自動車利用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカーの利用抑制の呼びかけの実施</li> </ul>	担当：環境政策課
e 身近な生活環境問題への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 騒音、振動、悪臭、野焼き等の身近な生活環境の保全対策の推進</li> <li>・ 不法ヤード<sup>*2</sup>対策を強化するため、千葉県、警察など関係機関との連絡体制や地域と連携した監視体制の整備</li> </ul>	担当：環境政策課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食器についた油や汚れを拭き取ってから洗う、排水口にネットを使用して固形物を流さない、使用済みの食用油や米のとぎ汁を排水口に流さないなどの排出抑制に努めましょう。</li> </ul>	b
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽は定期的に保守点検と清掃を実施し、浄化槽法に基づいた法定検査を受けましょう。</li> </ul>	b
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違法な野焼き等の不適正焼却行為をやめましょう。</li> </ul>	a
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕</li> </ul>	d
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気公害防止施設（ばい煙処理装置等）を導入するなど、適正管理に努めましょう。</li> </ul>	a
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染や水質汚濁に関して定期的な測定調査の実施など適正管理に努めましょう。</li> </ul>	ab
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダイオキシン類や揮発性有機化合物等の有害化学物質を排出しないよう大気・水質の規制基準等を遵守しましょう。</li> </ul>	ab
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。</li> </ul>	ad
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MSDS<sup>*3</sup>等により化学物質使用・保管管理を行いましょう。</li> </ul>	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

<sup>\*1</sup> 高度処理型合併処理浄化槽：通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10型(放流水1L当たりの総窒素濃度の日間平均値が10mg以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)や、NP型(放流水1L当たりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能を有するもの)などがあります。本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。

<sup>\*2</sup> 不法ヤード：各種法令に違反して敷地を掘って困った場内で自動車の解体作業などを行う施設のことを指します。

<sup>\*3</sup> MSDS：化学物質等安全データシート（Material Safety Data Sheet）の略で、事業者が化学物質排出把握管理法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。

## 【施策の基本方針 1-② 美しく快適なまちづくりの推進】

### 現状及び課題

本市ではこれまで総合公園の整備、都市計画道路の整備に伴う植樹帯等の設置、花と緑の基金を利用した公園のリニューアル（平成 23 年度終了）及び一般家庭に対する生垣設置の補助等の緑化に関する施策を実施してきました。しかし、本市の都市公園の市民一人あたりの面積は平成 23 年度時点で 7.2 m<sup>2</sup>であり、「みどりの基本計画」に定められている都市公園の整備目標に対し、約 2 m<sup>2</sup>足りない状況です。

また、市民に対するアンケート調査結果でも自由意見で、市民が利用できる公園の整備や自然保護を訴える意見が多く挙がっており、都市公園の継続的な整備、街路、住居、事業所での緑化をより推進し、うるおいのある都市環境を創造していく必要があります。

一方、水辺環境についてみると、大きな河川や湖沼がない本市においては市内を流れる鹿島川、手繰川、勝田川、小名木雨水幹線（小名木川）、並木川、東部排水路等が貴重な水辺空間となっており、これまでに小名木雨水幹線の整備において自然堤体を採用するなど、水辺空間の維持・整備を図ってきました。しかし、市民に対するアンケート調査結果では河川水質の浄化や水辺空間の整備についての満足度はあまり高いとは言えず、河川、水路の整備において、多自然型の改修や親水性を考慮した、市民に親しまれる水辺空間の創出が必要です。

居住環境では、市内中心部における自転車駐車場整備の進展により、放置自転車の数は減少傾向にあるものの、依然として多くの放置自転車が見受けられ、景観上も好ましくないことから、自転車駐車場の利用促進をさらに図る必要があります。また、計画的に開発された住宅地の中には、整備後、30 年以上を経過した地域もあり、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られる一方で、空き家の増加などが見受けられるようになり、これらの課題に対応していく必要があります。

そこで、市民生活に安らぎやうるおいを与えるために、都市公園を中心にした市内全体の緑化や防災上も有効な水辺空間の整備、景観対策としての自転車駐車対策、良好な住宅・住環境の整備に取り組み、美しく快適なまちづくりを進める必要があります。

### ●四街道市内の都市公園設置状況●

公園種別	箇所数(箇所)	面積(m <sup>2</sup> )
総合公園	1	193,000
地区公園	1	41,323
近隣公園	6	111,603
街区公園	137	149,492
合計	145	495,418

資料：平成 25 年版四街道市統計書

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の確保・整備の継続</li> <li>・社寺林・屋敷林の保全</li> </ul>	担当：都市計画課 産業振興課
b	公共施設や住居、工場・事業所等の緑化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の緑化（グリーンカーテンなど）の推進</li> <li>・生垣設置補助金の継続推進</li> <li>・自治会等の団体との協働による公園の維持・管理の推進</li> </ul>	担当：管財課 都市計画課 関連：建築課 環境政策課 道路管理課
c	街路樹の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹の維持・管理の推進</li> <li>・四街道駅前大日線の松並木通り等の維持管理</li> </ul>	担当：道路管理課 関連：管財課
d	保存樹木、保存樹林指定制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古木や巨木等を保存樹木に指定し、樹木等の保存管理への補助の実施</li> </ul>	担当：産業振興課 関連：社会教育課
e	親水性と田園環境に配慮した水辺空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、水路等の整備に伴う生態系に配慮した市民に親しまれる良好な水辺空間の創出</li> </ul>	担当：環境政策課 関連：下水道課
f	違法駐輪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法駐輪の発生防止についての市民への啓発</li> <li>・放置自転車の撤去の推進</li> </ul>	担当：道路管理課
g	良好な住宅・住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反建築物に対するパトロールの強化、市営住宅の改修工事の促進</li> <li>・増加傾向にある空き家の実態調査の実施及び空き家の効果的な対策の検討</li> </ul>	担当：建築課 関連：自治振興課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・公園や緑地、松並木、街路樹・保存樹木・樹林を大切にしましょう。	acd
	・庭やベランダに花や樹木を植え、生垣を作りましょう。	b
	・県の開催する緑のカーテンコンテストに参加しましょう。 〔※〕	b
	・河原や水辺の美化に努め、そこに生息する動植物を大切にしましょう。	e
	・自転車は所定の自転車駐車場に置きましょう。〔※〕	f
事業者	・公園や緑地の美化等に協力しましょう。	a
	・事業用地の緑化に努めましょう。	b

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

## 【施策の基本方針 1-③ 暮らしやすさの向上】

### 現状及び課題

都市計画道路<sup>\*1</sup>は安全で快適な市民生活を支え、円滑な交通を確保する機能を持つだけでなく、災害時には避難路を提供し、火災の延焼を防ぐ防火帯としての機能を持ちます。本市では 23 路線、総延長にして約 50km を都市計画決定していますが、平成 25 年度の時点で完成しているのは 4 割程度となっています。

また、一般国道 51 号と主要地方道千葉・臼井・印西線が通過している本市は、周辺の都市間を移動する通過交通量の割合も高く、交差点改良や道路拡幅が遅れていることから、交通渋滞の発生が起きやすい状態となっており、計画的な道路整備が重要となります。

そこで、安全で快適な市民生活を創造していくためには、道路交通による公害の抑制効果の期待できる街路樹の整備・維持管理や円滑な交通の確保のための道路の維持・管理を継続して進める必要があります。また、市民の誰もが快適に暮らしていくには、障害者や高齢者の使い勝手がよいバリアフリー化された歩道や交通安全施設も重要といえます。

さらに道路の冠水、住宅の浸水に対する対策など安心して暮らせる住環境を確保するための取組も必要です。



主要地方道臼井印西線

<sup>\*1</sup> 都市計画道路：都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の 4 種類があります。

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	道路網の整備と安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般市道(生活道路)の整備・充実</li> <li>・ 都市計画道路等の整備</li> <li>・ 道路の不法占用、沿道樹木の張り出しによる交通障害物対策の実施</li> <li>・ 交通環境を向上させるため、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備の推進</li> </ul>	担当：道路建設課 ：道路管理課
b	排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路冠水や住宅浸水を改善するための雨水管、雨水貯留施設、道路側溝の新設と改修工事の実施</li> </ul>	担当：道路管理課 関連：下水道課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 四街道市私道整備助成金制度を活用しましょう。	a
	・ 人や自動車の通行の妨げとなる道路の不法占用は止め、このような行為を発見したら関係機関（市・警察署）に連絡しましょう。	a
市民・事業者	・ 時差出勤等を奨励・実践し、市内の交通渋滞の緩和に努めましょう。	a
	・ 地下水の涵養を促進するため、地下浸透マス <sup>*1</sup> などを整備しましょう。	b

<sup>\*1</sup> 地下浸透マス:住宅地などに降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。

## 長期目標 2【循環型社会の実現に向けた仕組みづくりを实践するまち】

### 【施策の基本方針 2-① 3Rの推進】

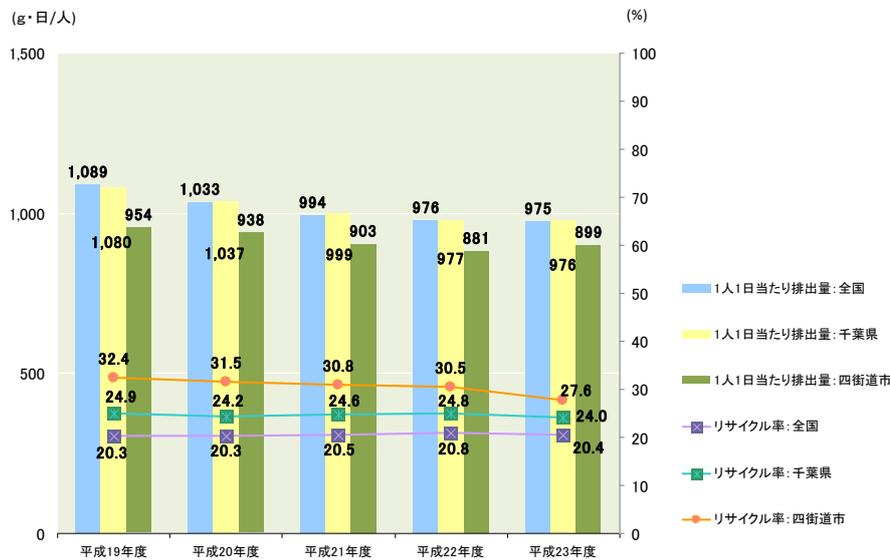
#### 現状及び課題

本市の1人1日当たりのごみの排出量は全国と比較すると少なく、平成23年度にやや増加しているものの、おおむね減少傾向にあります。リサイクル率も全国平均と比較して高くなっていますが、本市は市内に最終処分場を持たないため、さらにごみの発生量を削減させる必要があります。

ごみの発生量のさらなる削減は、市民の理解と積極的な行動が必要です。市民に対するアンケート調査結果では、環境の将来像として、3Rを重視した意見が多く支持されているとともに、今後の施策の方針としてごみ処理施策が重要視されています。また、小中学生に対するアンケート調査結果でも、まちのごみ処理状況に関してあまり良い印象を持っておらず、ごみ問題を心配している児童・生徒が多いことがわかります。

そこで、ごみ発生量の削減を図るとともにリサイクルシステムの整備を推進し、リサイクル率のさらなる向上を図るなど3Rを確実に推進していくことが必要です。また、マイバッグ持参運動や使い捨て製品の使用抑制などを市民に呼び掛けるなど3Rの普及啓発を図り、廃棄物削減に関する一層の市民意識の向上を図る必要があります。

#### ●ごみの処理状況（排出量・リサイクル率）●



資料：平成23年度一般廃棄物の排出及び処理状況等について（環境省）  
平成23年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について（千葉県）  
四街道市ごみ処理量より算出（四街道市）

## 本市のごみの発生抑制への取組「エコショップよつかいどう」

### エコショップよつかいどう認定制度

本市では平成 17 年 10 月からエコショップよつかいどう認定制度を開始しました。

エコショップよつかいどう認定制度はごみの発生量を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接なかかわりを持つ市内の小売店を対象に以下の認定条件を満たす店舗に認定証と認定マークをお渡しする制度です。

平成 24 年度までに 6 店舗が認定を受けています。

### 認定基準

- I. 市内に所在がある小売店であること
- II. 次の 8 つの事項のうち、3 つ以上実施していること
  - (1) 買い物袋又は買い物かごの持参の奨励
  - (2) 商品のばら売り又は量り売り
  - (3) 簡易包装又は無包装
  - (4) リサイクルのための牛乳パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
  - (5) 再生原料を使用した商品、リサイクルしやすい商品等環境に配慮した商品の販売
  - (6) 販売した商品の修理サービス
  - (7) 広告、チラシ等での再生紙の使用
  - (8) 消費者に対するごみの減量、リサイクル等の呼びかけ



エコショップ認定マーク

## 市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a	不用品の交換情報の提供	・ 市役所での掲示や市政だよりによる不用品の交換情報の提供 担当：産業振興課
b	エコショップの認定	・ 「エコショップよつかいどう」認定事業の継続・推進 担当：廃棄物対策課
c	資源物回収活動の推進	・ 雑紙、植栽剪定枝、廃食油、小型電子機器のリサイクルの推進 ・ 自治会や子ども会など資源物回収団体への支援 ・ 家具類等を引き取り、補修、販売を行うリユースの拠点施設整備の検討 担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
d	リサイクル処理の最適化とごみの分別と収集の検討	・ リサイクル処理の最適化の検討 ・ 新たな分別方法による収集の検討 担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
e	ごみの出し方やリサイクルに関するルール徹底	・ 市政だより掲載の「クルちゃんのごみのはなし」による啓発の継続 ・ 自治会との協働によるごみの出し方のルール遵守の徹底 ・ 講習会や出前講座によるリサイクルに関する市民への啓発 担当：廃棄物対策課 ：クリーンセンター
f	ごみに関する意識の高揚	・ 3Rの推進を目的とした資源物集団回収の実施を通じた市民意識の向上促進 担当：廃棄物対策課

### ● 「クルちゃんのごみのはなし」掲載履歴 ●

	掲載号	記事
平成24年度	4月15日	インクカートリッジのリサイクルにご協力を
	5月15日	剪定枝の出し方
	6月15日	携帯電話のリサイクルにご協力を
	7月15日	可燃ごみの減量は分別の徹底から
	8月15日	可燃ごみの焼却灰はどこに行くの？
	9月15日	買い物にはマイバッグを持って行きましょう
	10月15日	10月は「3R推進月間」です
	11月15日	太さ10cmの木の枝は可燃ごみ？
	12月15日	大掃除はお早めに
	1月15日	正しくごみを出して火災事故をなくそう
	2月15日	「エコショップよつかいどう」
	3月15日	可燃ごみの減量について
	平成25年度	4月15日
5月15日		剪定枝の出し方
6月15日		不用品、粗大ごみ、家電等の回収業者とのトラブルにご注意ください！
7月15日		可燃ごみはどうしたら減らせるの？
8月15日		買い物にはマイバッグを持っていきましょう
9月15日		粗大ごみを分解したら集積所に出せるの？
10月15日		10月は「3R推進月間」
11月15日		粗大ごみの持ち込みについて
12月15日		大掃除はお早めに
1月15日		プラスチック・ビニールごみを正しく分別しよう
2月15日		エコショップよつかいどう
3月15日		それ、本当に可燃ごみ？

◎ 廃棄物対策課 ☎421-6132

## クルちゃんの ゴミの話 122

10月は「3R推進月間」

10月は「3R推進月間」です。皆さんは「3R」という言葉をご存じですか。これまで日本は、大量の資源を使って大量の製品を生産し、消費することで豊かな社会を築いてきました。しかし、その結果、膨大な量の廃棄物が排出され、深刻な環境問題をもたらしています。では、こうした廃棄物や資源の問題に、私たちはどのように対処すればよいのでしょうか？そのキーワードが「リデュース・リユース・リサイクル」の3つのRです。

①リデュース (Reduce) = 物を大切に使い、ごみの発生を抑えることです。例えば、買い物にはマイバッグを持って行ったり、必要ないものは買ったりもらったりしないようにしましょう。

②リユース (Reuse) = 繰り返し使うことです。例えば、ビールや牛乳の瓶は洗浄・消毒して中身を詰め替え、繰り返し使います。家庭で不用になったものも不用品コーナーなどを利用して譲り合しましょう。

③リサイクル (Recycle) = 再び資源として利用することです。ごみをもう一度資源として使えるように資源物はきちんと分別して出しましょう。リサイクル製品を積極的に利用することも大事です。

「3R」はメーカー、販売業者、消費者それぞれが取り組む必要がありますが、以上のことはどれも私たちにできることです。身近なことから取り組んで循環型社会を目指しましょう。

ごみ量比較・可燃ごみ

H25.8月分 約1,320 t (前年同月比 約+23 t) H24.8月分 約1,297 t

3Rについてわかりやすく説明しています。  
(市政だより(平成25年10月15日号)掲載)

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・ 不用品はすぐに廃棄せず、市役所のリサイクル品交換コーナーを活用しましょう。	a
	・ 「エコショップよつかいどう」認定ショップを利用しましょう。	b
	・ エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により適切に処理しましょう。	ce
	・ 定められたルールに従い、ごみを分別・排出しましょう。〔※〕	de
	・ 必要なものを必要な量だけ購入し、繰り返し使用できる容器や詰め替えが可能な物を選んで購入するようにしましょう。	e
	・ クリーンセンターで実施する見学会等に参加しましょう。	e
	・ 自治会等でごみの集積所の清掃当番制を定めましょう。〔※〕	f
事業者	・ 「エコショップよつかいどう」認定ショップの登録を受けましょう。	b
	・ 使い捨ての製品の使用や購入を減らしましょう。	f
	・ 包装や容器の削減に取り組みましょう。	f
	・ 詰め替え可能な容器、リターナブル容器 <sup>*1</sup> などの販売を促進しましょう。	f
	・ 裏紙の利用や両面コピーなどにより紙の有効利用に取り組みましょう。	f
	・ 建設副産物の発生抑制、適正処理、有効利用に努めましょう。	f

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

### 家電リサイクル法

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた家電リサイクル法が平成13年4月から施行されました。

この法律では、家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等(製造業者、輸入業者)による再商品化等(リサイクル)が義務付けられ、消費者(排出者)には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどをそれぞれの役割分担として定めています。

家電リサイクル法で小売業者による引取り及び製造業者等による再商品化等が義務付けられる家電4品目

①家庭用エアコン ②テレビ ③電気冷蔵庫・電気冷凍庫 ④電気洗濯機・衣類乾燥機

資料：環境省ホームページ

<sup>\*1</sup> リターナブル容器：飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。

## 【施策の基本方針2-② ごみの適正処理の推進】

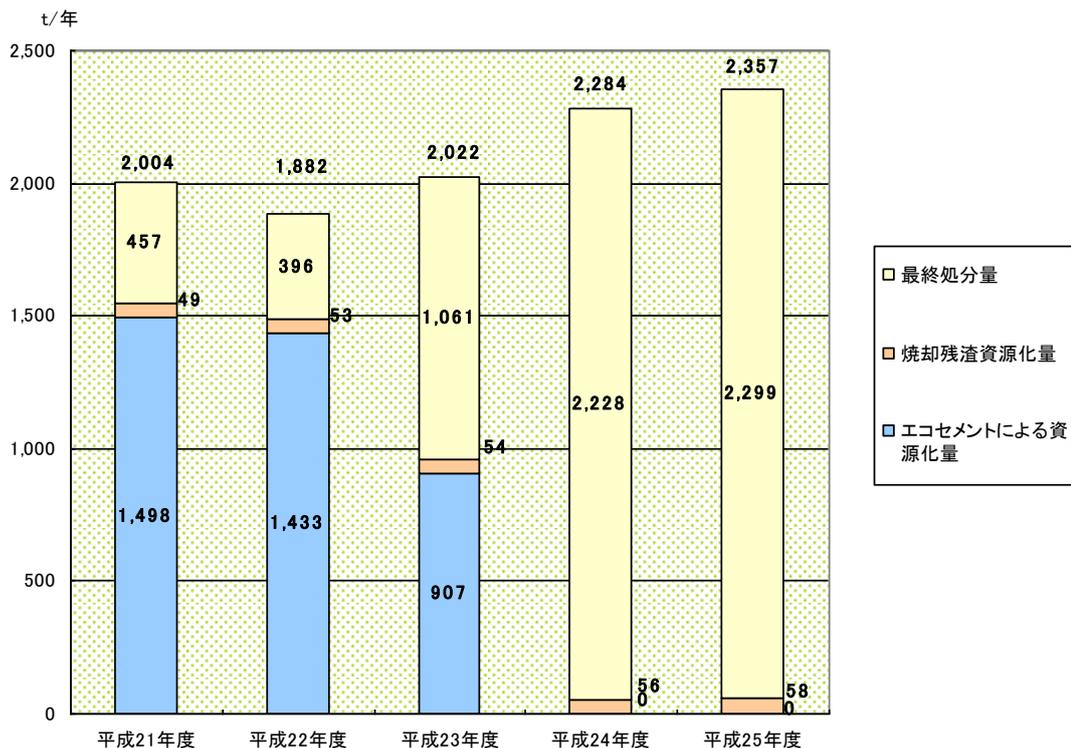
### 現状及び課題

本市は市内に最終処分場を持たないために、ごみの焼却灰等の最終処分を他の自治体に依存しています。焼却灰の民間のエコセメント<sup>\*1</sup>再生工場での再利用も図っていましたが、東日本大震災以降、放射能の問題でセメントとしての再利用は困難な状況となっていることに加え、焼却残渣も増加しつつあることからより一層のごみの減量化が必要となっています。

また、市民に対するアンケート調査結果では今後の施策の方針としてごみの減量化・資源化・適正処理を重要視しており、不法投棄に対する施策について満足度は低く、重要度は高くなっています。

そこで、ごみの分別収集や再資源化について継続して検討を行い、ごみの処理を推進して最終処分量の削減を図る必要があります。また、不法投棄についての広報、監視員制度を活用した市内パトロール等により不法投棄のないまちづくりが必要です。

### ●四街道市一般ごみの焼却残渣処理の推移●



資料：四街道市ごみ処理量より算出

<sup>\*1</sup> エコセメント：焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	焼却ごみ量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙類（新聞、雑紙、ダンボール、雑誌、紙パック）・繊維類の分別収集の徹底等、市民への可燃ごみ削減方法の啓発</li> <li>紙類の分別を促進するなど事業系ごみの減量化の推進</li> </ul>	担当：廃棄物対策課 関連：クリーンセンター
b	ごみ処理施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンセンターの定期的な点検・整備及び老朽化した設備の修繕等の実施</li> </ul>	担当：クリーンセンター
c	不法投棄の防止と不法投棄された廃棄物の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄防止看板の設置と広報の継続</li> <li>環境保全指導員や不法投棄等監視員による市内パトロールの実施</li> <li>不法投棄された廃棄物の速やかな撤去の実施</li> <li>一般ごみの集積所での不法投棄廃棄物へのラベルによる警告の実施</li> </ul>	担当：廃棄物対策課 環境政策課 クリーンセンター

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民・事業者	古紙類・繊維類の分別を徹底しましょう。	a
	コピーの削減やペーパーレス化を進めましょう。	a
	再生古紙を利用しましょう。	a
	生ごみは水を切り、減量化を図りましょう。	a
	不法投棄はやめましょう。	c
	ごみはルールに従い、適正に出しましょう。	bc

### ●現在の焼却灰の処理状況について

クリーンセンターで発生した焼却灰の一部を以前まではコンクリート製品など幅広い用途に使用することの出来るエコセメントとして再資源化を図ってきましたが、焼却灰の受け入れ先であった民間のエコセメント会社が東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響のため、操業休止となったことを受け、焼却灰の再資源化は困難な状況となっています。

そのため最終処分場を持たない四街道市では、従来から処分をお願いしている銚子市に加え、北茨城市にも焼却灰の処分をお願いしている状況です。

なお受け入れ先に搬出する際には、埋め立て可能な焼却灰の放射性物質濃度の上限基準を下回っていることを確認検査した上で処分をお願いしています。

## 長期目標3【次世代に引き継ぐ低炭素社会の実現に貢献できるまち】

### 【施策の基本方針3-① 省エネルギーの推進】

#### 現状及び課題

本市では千葉県地域グリーンニューディール基金事業補助金制度<sup>\*1</sup>を活用し、市役所庁舎屋上に小規模風力発電システムを自然エネルギー利用の普及啓発のためにモデル設置したほか、市民に対して住宅用省エネルギー設備設置費補助金等を交付してきました。

また、クリーンセンターからの余熱を園芸栽培や温水プールに利用し、省エネルギーの促進を進めてきました。

市民に対するアンケート調査結果では今後の施策として、省エネルギーを重要視しています。今後、公共施設への太陽光発電の導入を推進するとともに、住宅、事業所への普及を促進し、太陽光発電システムの導入率向上を図るとともにバイオマスエネルギー等の導入可能性を検討する必要があります。

さらに、市役所においては、四街道市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネルギー・節電を進めるとともに、市民・市民団体、事業者と一体となって市域全体の省エネルギー・節電を推進する体制づくりを進める必要があります。

#### ●四街道市住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の交付（申請）実績●

（平成25年度実績）

項目	家庭用燃料電池システム	定置用リチウムイオン蓄電システム	電気自動車受給電設備	太陽光発電システム
補助金交付者数（人）	10	1	0	110
補助金交付合計額（万円）	100	20	0	990.3

#### 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

地球温暖化の防止と家庭におけるエネルギーの安定確保並びにエネルギー利用の効率化・最適化を図るために住宅用エネルギー設備を設置した市民に対し、設置費用の一部を本市が補助する制度です。

補助対象となる住宅用省エネルギー設備は家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車受給電設備の3種です。

#### 住宅用太陽光発電システム設置費補助

環境への負荷の低減を図り、地球温暖化防止等の環境保全に資するために住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対して、住宅用太陽光発電システム設置費の一部を本市が補助する制度です。

<sup>\*1</sup> 地域グリーンニューディール基金（千葉県）：国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成21年から平成23年まで千葉県に設置された基金です。

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	省エネルギー建築の推進	・断熱材使用やLED等の省エネルギー設備を導入した省エネルギー型建築の普及促進	担当：環境政策課 関連：建築課 ：管財課 ：自治振興課 ：教育総務課
b	省エネルギー設備の導入促進	・公共施設への太陽光発電の導入の推進	担当：環境政策課 関連：建築課 ：教育総務課 ：管財課
		・住宅用省エネルギー設備設置費補助金等の継続	
		・小規模雨水利用設備設置費等補助金の継続	
c	省エネルギー行動の普及	・節電行動の普及啓発	担当：環境政策課
		・公共施設における省エネルギー行動の実施	

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・住宅の新築や改築の際、断熱材やエネルギー効率の高い省エネルギー機器の導入に努めましょう。	ab
	・住宅用省エネルギー設備設置費補助金や住宅用太陽光発電システム設置費補助金などの制度を利用しましょう。	b
	・小規模雨水利用設備設置費等補助金制度を利用しましょう。	b
	・電気製品を使用しないときは主電源を切り、コンセントプラグをぬきましょう。	c
	・エアコンはこまめに手入れして機能維持に努めましょう。	c
	・照明や家電の購入時はLEDランプや省エネルギータイプの製品を選びましょう。	c
市民・事業者	・暖房温度は20℃、冷房温度は28℃を目安に設定し、ウォームビズ、クールビズを励行しましょう。	c
事業者	・太陽光等の再生可能エネルギーや廃熱利用などの未使用エネルギーを利用しましょう。	b
	・オフィス等の照明やパソコン等機器の電源をこまめに切り節電に努めましょう。	c
	・共同輸送等により製品の輸送効率化を図りましょう。	c
	・従業員に対する省エネルギー環境教育を実施しましょう。	c

## 【施策の基本方針3-② 温室効果ガス排出量の削減】

### 現状及び課題

本市の平成23年度のCO<sub>2</sub>排出量は平成2年に比べると、家庭部門は82%、運輸部門（自動車のみ）は52%と増加割合が特に大きくなっています。

家庭部門の1世帯当たりのCO<sub>2</sub>排出量も20%増加しており、世帯数の増加が市全体の排出量に大きく影響しています。同様に運輸部門の1台当たりのCO<sub>2</sub>排出量は、14%減少していますが、車保有台数が増加しており、温室効果ガス排出量削減に向けた対策が必要となっています。

そこで、環境家計簿<sup>\*1</sup>などの普及を通じて、市民の意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進、市民や事業者の公共交通機関の利用促進やエコカーの導入の推進、エコドライブの普及啓発により、自動車利用の削減と見直しを図り、市域全体として温室効果ガス排出量削減を推進する必要があります。

### ●四街道市の温室効果ガス排出量推計値●

部門 年度	市全体排出量			家庭部門排出量			運輸部門（自動車）排出量		
	総排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	一人当たり排出量 (t-CO <sub>2</sub> / 人)	人口 (人)	総排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1世帯当たり排出量 (t-CO <sub>2</sub> / 世帯)	世帯数 (世帯)	総排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1台当たり排出量 (t-CO <sub>2</sub> / 台)	市の車種別保有台数 (台)
平成2年度	424	5.9	72,157	65	3.0	21,503	87	2.9	30,354
平成23年度	444	5.1	86,923	118	3.6	32,688	132	2.5	52,596
増減率	5%	-14%	20%	82%	20%	52%	52%	-14%	73%

注) 増減率は平成2年比です。

資料: 人口は平成25年版四街道市統計書(国勢調査)、その他は環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)支援サイト部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計

<sup>\*1</sup> 環境家計簿: 家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境家計簿の普及	・ 環境家計簿による省エネ行動の普及	担当：環境政策課
b	身近な再生可能エネルギー資源の有効利用	・ 太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入可能性の検討	担当：環境政策課 ：障害者支援課
		・ 学校給食等から回収した廃食油を利用したバイオ燃料の精製の検討	
c	上手な自動車利用の促進	・ マイカーの利用抑制の呼びかけ	担当：環境政策課 ：管財課
		・ 市の公用車購入要領に基づく低燃費車等のエコカー導入	
d	公共交通の利用促進と充実	・ バス、鉄道等公共交通の利用促進に向けた情報提供の充実	担当：政策推進課
		・ 関係機関との協議による市内バス路線の再編成等利便性向上への取組の推進	

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・ 環境家計簿を継続的に利用しましょう。	a
市民・事業者	・ 太陽熱等再生可能エネルギーを積極的に導入しましょう。〔※〕	b
	・ 環境にやさしい運転（エコドライブ）を実践しましょう。〔※〕	c
	・ 自動車を買う際はエコカーを選びましょう。	c
	・ 自動車の利用を控え、バスなどの公共交通機関や自転車を利用しましょう。〔※〕	cd

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



市内循環バス(ヨッピー)

## 長期目標4【思いやりの心が育まれる自然豊かなまち】

### 【施策の基本方針4-① 自然とのふれあいの推進】

#### 現状及び課題

四季折々の変化に富む自然の中で、土や草花や様々な生き物とふれあい、その快適な自然の中に身を置くことは、私たちに憩いや、やすらぎを与えてくれます。人と自然の接点が希薄になりつつある現在、レクリエーションや観光、環境学習などの活動を通じて、自然とのふれあいを図り、私たちの生存基盤ともなる地域の自然への理解を深めていくことが重要です。

また、農林業の活動は食料等の生産目的だけでなく、私たちに生物多様性の保全の意味合いや自然循環そのものを教示してくれるなど、農林業と触れあうことで自然への理解が深まります。

本市では、これまでに総合公園の整備や今宿、打越、大割の3箇所の市民農園の整備などを通じ、市民の自然とのふれあいを強化してきました。

一方、市民に対するアンケート調査結果では環境の将来像として豊かな自然を重要視する意見が多く、重視すべき施策として「みどりのまちづくりの推進」をあげています。小中学生に対するアンケート調査結果でも自然環境に恵まれているという印象を持っている小中学生が多く、山林などの自然を守りたいという意見が多い結果となっています。

そこで、さらに多くの市民に本市の自然を理解してもらうため、森林や里山を利用した自然観察会の活用、農林業の体験を通じ、自然とのふれあいを推進する必要があります。

#### ●市民農園の利用率●

農園名	総区画数	利用区画数	利用率
今宿市民農園	120	83	69.2%
打越市民農園	120	100	83.3%
大割市民農園	120	80	66.7%

注)平成26年3月末現在

資料:四街道市産業振興課資料

## 市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 自然とふれあ う機会の充実	・「花と緑の基金」をはじめとする緑化推進体制の強化による一般家庭や公園等の身近なみどりの整備の推進	担当：都市計画課
	・NPO等との連携による里山、谷津田、社寺林、屋敷林、公園など市内の自然を利用した自然観察会等市民が自然にふれあえる機会づくりの推進	担当：環境政策課 関連：都市計画課 ：社会教育課 ：政策推進課
b 環境観察モデル地区の活用	・観察モデル地区 <sup>*1</sup> を指定し、緑地や里山、湧水等の市民の学習の場としての活用	担当：環境政策課 関連：都市計画課 ：都市整備課
c 農林業とのふれあいの促進	・市民農園の利用促進 ・市民農林業大学を通じて農林業とのふれあいの場の提供	担当：産業振興課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・家庭菜園に取り組みましょう。〔※〕	c
	・市民農園を積極的に利用しましょう。〔※〕	c
市民・事業者	・地域のNPO等が主催する自然環境に関する環境学習に積極的に参加しましょう。	a
	・本市の自然を象徴する里山・谷津田に関する知識を深めましょう。森林・里山の保全活動及び体験学習に積極的に参加・協力をしましょう。	a
	・花壇、生垣など身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a
	・環境観察モデル地区 <sup>*1</sup> で行われる自然観察会などに参加・協力をしましょう。	ab
事業者	・身近なみどりの維持・管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



四街道プレーパークどんぐりの森の「森まつり」の様子

<sup>\*1</sup> 観察モデル地区：里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。

## 【施策の基本方針4-② 生物多様性の保全】

### 現状及び課題

本市のみどりは南東部にやや偏って緑地が存在するほかは、多くの緑地が市内に点在している状態です。健全な生態系を維持するためには、これらのみどりや水辺をつなぐネットワークが必要ですが、充分ではありません。

市内の動植物の状況は平成18年度に本市が実施した「四街道市自然環境調査」では貴重種が植物では28科45種、動物では31科46種確認されていますが、その後の状況は把握されていません。

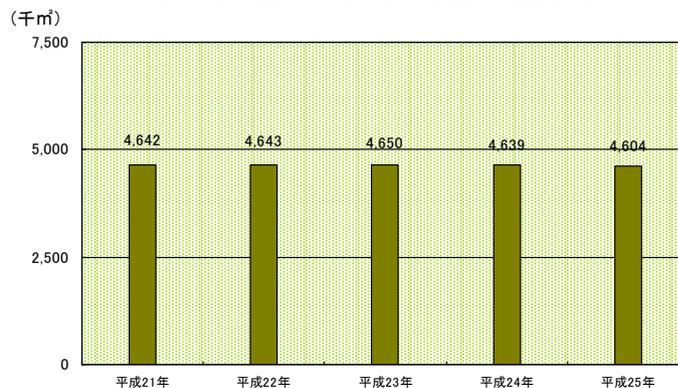
また、本市の自然環境の特徴である「谷津田や里山」の保全には農林業者の関与が必要となりますが、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題から農業従事者が減少しており、耕作放棄地も増加しています。

本市ではこれまで「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により土壌汚染の防止と土地の改変に配慮することでみどりの保全を図るとともに、物井及び栗山地区の山林を借上げ、市民の森として開放してきましたが、山林の面積は年々減少している状態です。

また、小中学生に対するアンケート調査の結果では「市内に残したい環境」の問いに対して約6～7割の小中学生が「山林などの自然を残したい」と回答しており、市内の自然環境を重視していることがわかります。

そこで、生物多様性を保全するため「谷津田や里山」と点在する緑地や水辺などをつなぐみどりのネットワークの構築を推進するとともに、農業経営者への支援や地産地消<sup>\*1</sup>の促進により、農業の活性化を図る必要があります。また、自然環境調査による市内の動植物の生息・生育状況の現状の把握に努め、その結果を環境教育などの情報源として有効活用することにより市民意識の向上を図るとともに、外来生物対策や野生鳥獣の適正管理を進め、市内の生態系に配慮していく必要があります。

### ●四街道市の山林面積の推移●



資料：平成25年度版四街道市統計書

<sup>\*1</sup> 地産地消：地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組です。

## 市民の森

自然環境の保全や市民の憩いの場として樹林地の所有者のご厚意により土地を借り上げて設置するもの(四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例により)で、市内に2箇所あります。園内ではさまざまな樹木や野草を見ることができます。

### 栗山市民の森



昭和62年に市民の森として指定されました。小鳥が水浴びできるように小鳥のプールを設けています。

(四街道市ホームページ)

### 物井市民の森



平成5年に市民の森として指定されました。湿地などがあります。

(四街道市ホームページ)

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	森林・里山・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に残る森林、里山、農地所有者との調整や支援の検討</li> <li>・水源の保全、不法投棄や耕作放棄地への有効な対策の検討</li> <li>・市民との協働による栗山地区での里山の保全、自然景観の保持、自然と触れ合う憩いの場の創出などの総合的・一体的整備の実施</li> <li>・土砂等の埋立て等による土壌汚染を防止するための監視パトロールの実施</li> </ul>	担当：産業振興課 ：都市計画課 ：環境政策課
b	水とみどりのネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林、谷津田、里山、水辺と公園、街路樹等をつなぐ水とみどりのネットワークの構築</li> </ul>	担当：都市計画課 関連：環境政策課
c	自然環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域の動植物を対象とした自然環境調査の実施</li> </ul>	担当：環境政策課
d	森林・農地所有者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画に基づく総合的な農業の振興</li> <li>・耕作放棄地の再生利用の推進</li> <li>・環境にやさしい農業経営者（エコファーマー<sup>*1</sup>）への支援</li> <li>・認定農業者<sup>*2</sup>の育成支援の促進</li> <li>・ファーマーズマーケットや朝市の開催、市内で採れた地場産の食材を利用した学校給食やレストラン等多様な販売先の開拓による地産地消の促進</li> <li>・四街道市森林整備計画を改定（平成 25 年度）し、森林所有者による下草刈りなど森林整備への支援の実施</li> </ul>	担当：産業振興課 関連：農業委員会事務局 ：指導課
e	外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物に対する情報提供</li> </ul>	担当：環境政策課



カミツキガメ(特定外来生物)

<sup>\*1</sup> エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(略称：持続農業法)に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。

<sup>\*2</sup> 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者・農業生産法人を示します。認定されると、融資や税制面での支援を受けることができます。

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・市内のNPOやPTA等を通して地域の公園や学校ビオトープ※ <sup>1</sup> などの維持管理活動に参加し、市民・地域が主体となった里山の管理を進めましょう。〔※〕	ab
	・市内の動植物を大切にし、貴重な動植物の保全地として管理されている場所では定められたルールに従って行動しましょう。	c
	・地域の農業について理解を深めましょう。	d
	・森林所有者は森林機能の維持・増進のため整備を行いましょう。	d
市民・事業者	・森林・里山・谷津田の保全活動に参加しましょう。〔※〕	a
	・エコファーマーの生産した農産物を積極的に購入しましょう。（地産地消の促進）	d
	・地域の公園やビオトープの維持・管理に協力しましょう。	b
	・外来生物法に指定される特定外来生物の捕獲、飼養、売買等を行わないようにしましょう。	e
事業者	・保有している緑地の適正管理に努めましょう。	a

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。



稲刈りの風景

※<sup>1</sup> ビオトープ: 生物を意味する Bio と場所を意味する Topo とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味しています。

## 長期目標5【みんなで環境づくりに取り組むまち】

### 【施策の基本方針5-① 環境情報の提供】

#### 現状及び課題

本市では、環境保全の必要性が認識されているものの、取組が十分であるとは言えません。その要因の一つとして、市による施策評価は毎年実施されているものの、環境情報の提供不足が挙げられます。

本市の環境の現状や環境への負荷、環境保全活動などについての情報提供により、市民・市民団体、事業者の環境に対する意識の向上を図ることで、自主的な取組を高めていくことが重要です。

また、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が求められていますが、その根幹となるものが情報提供です。市民に対するアンケート調査結果でも環境情報の提供に関する施策についての市民の満足度はあまり高いとは言えません。

そこで、環境白書の作成、インターネットを利用した環境情報の公開など、市民が利用しやすく分かりやすい情報の提供方法について検討していく必要があります。



Face Book 上で公開した写真(印旛沼ポスター展)

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	環境情報の定期的発信	・環境白書や市政だより等による最新の環境情報や環境基本計画に基づく施策の実施状況についての情報公開	担当：環境政策課
b	多様なツールによる情報発信	・市政だよりやホームページによる環境情報発信の充実 ・ソーシャルネットワーキングサービス* <sup>1</sup> 等を利用した新たな情報発信ツールの活用	担当：環境政策課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する 具体的施策 No
市民	・環境白書など市から発信される環境情報を積極的に収集し、環境に関する理解を深めましょう。	a
事業者	・自社の環境保全への取組の情報を公開しましょう。	a
	・最新の環境情報を収集し、社内に情報発信できる体制を整えましょう。	b



市政だよりよつかいどう  
(平成 25 年 11 月 15 日号)

本市で発行する広報紙で、1ヶ月に2回発行され、市民に様々な情報を提供しています。

\*<sup>1</sup> ソーシャルネットワーキングサービス: SNSと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのことです。

## 【施策の基本方針5-② 環境保全活動の推進】

### 現状及び課題

本市では4団体(5箇所)が、千葉県が制定する「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき、里山活動協定の認定を受けています。また、市民と協働でごみゼロ運動などの地域清掃活動による環境美化運動を実施しています。

このような環境保全活動をさらに活性化させるためには、国・県・周辺自治体及び市民・市民団体、事業者と連携して運動を展開する必要がありますが、各主体同士の交流の場が少ない状況です。

アンケート調査結果では市民の環境保全活動に関する満足度は低く、さらに環境保全活動への参加意欲は高いとは言えません。また、事業者においても環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない状況にあります。

そこで、環境保全活動を推進するために、市民・市民団体、事業者の自発的な活動へのサポートや、市を含めた各主体が一体となり、協働して環境保全活動を行うために交流できる場や組織の整備が必要です。



環境基本計画まちづくり市民会議風景

## 市の取組

具体的施策		施策の内容	担当部署
a	市民やNPOの自発的な活動のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全活動への市民参加機会の充実を図るための「市民提案手続き」*1の利用促進</li> <li>「みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)」*2による市民自らが企画し実施する環境保全活動の支援</li> </ul>	担当：環境政策課 関連：政策推進課
b	広域的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>印旛沼流域環境・体験フェアや手繰川河川清掃活動など周辺自治体や千葉県及び市民と協働した環境保全活動の実施</li> </ul>	担当：環境政策課
c	美しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止及びごみゼロ運動の推進</li> </ul>	担当：環境政策課 : クリーンセンター
d	交流の場としての機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館等公共施設を活用した市民の活動の場の提供</li> </ul>	担当：環境政策課 関連：社会教育課
e	交流のための組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・市民団体、事業者、市の交流のための組織の拡充と協働の促進</li> </ul>	担当：環境政策課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者や市が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>	abc
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境の問題に対し、社会環境の変化に対応しつつ責任ある市民行動を実践しましょう。〔※〕</li> </ul>	abc
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。</li> </ul>	c
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・市民団体、事業者、市との交流のための組織に参加し、環境に関する情報を交換しましょう。</li> </ul>	de
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に関するボランティア活動について積極的に活動している社員や部署を評価し、その行動内容を社内で共有しましょう。</li> </ul>	ae
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や地域の環境保全活動に対し、支援・協力しましょう。</li> </ul>	ace
	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域の清掃などを行いましょう。</li> </ul>	c

注)〔※〕はまちづくり市民会議、市民提言書の意見を取り入れたものです。

\*1 市民提案手続き：市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

\*2 みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)：特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。

## 【施策の基本方針5-③ 環境教育・環境学習の推進】

### 現状及び課題

本市では市役所庁舎屋上に設置した小規模風力発電装置を活用し、市役所見学や職場体験に訪れた多くの市内の小中学生に対し、再生可能エネルギーを利用する上での利点や問題点を紹介してきたほか、市民に対し大気や河川の話題を中心とした生涯学習まちづくり出前講座を実施してきました。また、環境教育・環境学習の基礎となる情操教育の一環として、郷土意識を高めるための歴史資料の収集、整理保存など地域文化の保存を実施してきました。

市民に対するアンケート調査結果では環境教育に関する現状の施策の満足度は高いとはいえ、環境教育・学習体制の早期確立、充実が求められています。

環境問題の解決には誰もが環境情報を得ることが出来る仕組みの整備を行うとともに、子どもから高齢者までの幅広い年代の市民が環境問題やその解決策について学ぶ環境教育・環境学習を行う機会の充実が重要です。

そこで、学校や市民団体、NPO等と連携した副読本の作成等、環境教育・環境学習プログラムづくりを行うとともに、地域文化の保存・継承と郷土学習の充実を目指して、環境教育・環境学習の推進を図ります。

### ●小中学生に対する市庁舎屋上風力発電装置を利用した環境学習の実績●

年 度	小学生(人)	中学生(人)	合計(人)
平成 23 年度	150	16	166
平成 24 年度	25	12	37
平成 25 年度	62	12	74

資料：四街道市環境政策課資料

## 市の取組

具体的施策	施策の内容	担当部署
a 環境教育・環境学習プログラムづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体やNPO等と連携した環境教育・学習体制の確立</li> <li>・環境家計簿を利用した省エネルギーに関する教育・学習の実施</li> <li>・学校教育や生涯学習などに活用できる環境学習プログラムの作成</li> <li>・「学校支援地域本部事業」<sup>*1</sup>の中で学校支援コーディネーターや地域コーディネーターの配置による環境教育の充実や市内小中学校を開放した社会教育の場の提供</li> </ul>	担当：環境政策課 関連：指導課
b 地域文化の保存・継承と郷土学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との連携による地域文化の保存活動の推進</li> <li>・学校における郷土学習の推進（副読本「わたしたちの四街道」を利用した学習、歴史民俗資料室を利用した学習等）や市民向け講座での郷土資料の普及</li> </ul>	担当：社会教育課 指導課

## 市民・事業者の行動指針

主体	行動指針	関連する具体的施策 No
市民	・学校や地域の環境学習活動や環境学習講座に積極的に参加しましょう。	ab
	・身につけた環境に対する知識は家庭教育にも利用しましょう。	ab
市民・事業者	・地域の伝統行事などに参加・協力しましょう。	b
	・市が行う生涯学習等における環境学習講座に協力しましょう。	ab



市庁舎風力発電による環境教育

<sup>\*1</sup> 学校支援地域本部事業：市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。

